参考様式第5－1号

8 農 水 第 661 号
令和8年10月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東かがわ市長　上村　一郎

市町村名 （市町村コード）	東かがわ市 （37207）
地域名 （地域内農業集落名）	東山・西山・与田山・入野山 （常政、狩居川、薄森、友村、東円坊、中将面、北内、清房、兼弘、乗次、近房、近森、天王、行成、森兼、末国、正守、大松、下山、宗心、上末国、端、寛四、貞久、黒川、大楢）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月20日 （第7回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

（1） 地域農業の現状及び課題

集落営農法人、認定農業者及び地域外の担い手が農地を集積し、麦、大豆、水稲など、土地利用型作物を耕作しているほか、地域特産物であるサトウキビも多く作付けされている。現状の農地について、基盤整備が実施できているところが多いが、山際では狭小で畦畔が広い農地も多く、維持管理に労力を要するため、十分な管理ができていないところもある。農業改良普及センターや土地改良区、農業協同組合等の関係機関との連携や、地域ぐるみでの対策を行い、既存の担い手の育成とサポートの取組みを進める必要がある。
また、事務負担等を原因とした人手不足によって、中山間地域等直接支払制度の利用が難しくなる懸念があり、利用しなくなった場合には、中山間地域の農地が荒廃化する恐れがある。

（2） 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手が農地を集積するとともに、地域外の担い手がこれを補完する。今後とも農地を耕作できる多様な担い手の確保や現在、地域で耕作している担い手が作業しやすい環境を地域ぐるみで整え、より一層、農地の集積・集約化を進める必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1） 地域の概要

区域内の農用地等面積		297.0 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	297.0 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農用地等については農業上の利用が行われることを基本としつつ、不整形や狭小な耕作が難しい農地については、草刈り等の保全管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
担い手が借受している農地は分散しているところが多く、今後の担い手の農地の借受については、作業効率等を考慮し、農地機構や農業委員会と連携し、目標地図を活用したマッチングを進め、現状の借受農地に隣接する農地をあっせんするなど集約化を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
地域計画の目標地図に基づき、農地機構を通じて担い手等への農地の集積・集約化を行う。
（3）基盤整備事業への取組方針
常政、狩居川、薄森、友村、東円坊、中将面、北内、清房、兼弘、乗次、近房、近森、天王、行成、森兼、末国、正守、大松、下山、宗心、上末国、端、寛四、貞久、黒川、大楢地区で実施済み、実施予定なし。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者など新たな担い手の育成とサポートに向けて、耕作しやすい環境づくりを、農業改良普及センターや土地改良区、農業協同組合等の関係機関の協力を得ながら地域ぐるみで進める。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
個人間で草刈りや、もみすり等の農作業受委託のやりとりをしている。
（6）遊休農地の解消に向けた取組方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等を兼業農家も巻き込んで地域ぐるみで進める。
⑦中山間地域等直接支払、多面的機能支払事業など地域ぐるみの取組みを積極的に進める。